

平成30年7月豪雨により 被害を受けられた人に対する

主な支援制度

支援金・見舞金

■被災者生活再建支援金

【支給対象】①災害により住宅が全壊した世帯、②住宅の半壊や敷地被害によりやむなく解体した世帯、③大規模半壊した世帯

【支給額】住宅の被害が①、②のとき100万円、③のとき50万円、住宅の再建方法が建設・購入のとき200万円、補修のとき100万円、賃貸住宅（公営住宅除く）入居のとき50万円で住宅の被害と再建方法の支給額の合計額。ただし単身世帯の場合は、各該当の4分の3の額。

【必要書類】り災証明書、住民票の写し、預金通帳の写し、契約書などの写し、解体した場合は解体証明書など

【問い合わせ】地域福祉課しょうがい福祉係
☎43-7148 FAX45-3206

■災害障害見舞金

【支給対象】災害により精神または身体に重度の障害をうけた人

【支給額】対象の障害で、生計維持者が障害を受けたとき250万円、その他の人が障害を受けたとき125万円

【必要書類】医師の診断書（指定様式）、印鑑

【問い合わせ】地域福祉課しょうがい福祉係
☎43-7148 FAX45-3206

■広島県災害見舞金

【支給対象】災害により住居が全壊または半壊した世帯の世帯主

【支給額】全壊は1世帯当たり30万円、半壊は1世帯当たり10万円

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】地域福祉課しょうがい福祉係
☎43-7148 FAX45-3206

受け付け時間

月～金曜日 8時30分～17時15分※各申請書・申出書などは、問い合わせ先または申請先の窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

平成30年7月18日時点

被害状況の証明

■り災証明書

申請は、地域福祉課と上下支所で受け付けています。

【対象】災害により住家に被害を受けた人

【必要書類】被害状況が確認できる印刷した写真

【申請期限】9月3日(月)

【問い合わせ】総務課生活安全係
☎43-7211 FAX46-3450（代表）

■事業用り災証明書

【対象】災害により店舗、事務所、工場などの事業所および事業用設備などに被害を受けた事業者

【必要書類】被害状況が確認できる印刷した写真、印鑑

【申請期限】9月3日(月)

【問い合わせ】産業振興課商工観光係
☎43-7190 FAX46-1535（代表）

■被災証明書

【対象】災害により家屋以外の家具・家電などの家財、車両、塀、門などの工作物に被害を受けた人

【申請期限】9月3日(月)

【必要書類】被害状況が確認できる印刷した写真

【問い合わせ】総務課生活安全係
☎43-7211 FAX46-3450（代表）